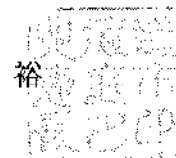


恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 3 号

恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会規則の一部を改正する規則

恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会規則（平成 1 8 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会規則 (設置) 第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)に規定する福祉有償運送の適正な運営の確保を図るために必要となる事項の協議を行うため、<u>恵庭市社会福祉審議会条例(平成 17 年条例第 8 号)第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づく専門部会として、恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会(以下「部会」という。)を設置する</u>。 (協議事項) 第 2 条 <u>部会</u> は、次の各号に掲げる事項について協議する。 (1) 法第 79 条の規定による自家用有償運送旅客運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合における運送の	恵庭市福祉有償運送運営協議会規則 (趣旨) 第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)に規定する福祉有償運送の適正な運営の確保を図るために必要となる事項の協議を行うため、<u>恵庭市附属機関設置条例(令和 5 年条例第 27 号)別表第 1 に規定する恵庭市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (協議事項) 第 2 条 <u>協議会</u> は、次の各号に掲げる事項について協議する。 (1) 法第 79 条の規定による自家用有償運送旅客運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合における運送の

現行	改正案
必要性及び旅客から収受する対価_____ _____に関すること。 (2)・(3) (略) (4) <u>その他部会</u>の運営方法等、福祉有償運送_____に関し 部会_____が必要と認めること。 (組織) 第3条 部会_____は、委員9名以内をもって組織し、次の各号に掲げるものから選出する。 (1)～(4) (略) (5) <u>社会福祉に関する団体</u>_____ (6)～(8) (略) 2 部会に<u>部会長及び副部会長</u>を置き、委員の_____互選によって決定する。 3 部会長は会務を総理し、<u>福祉有償運送部会</u>_____を代表する。 4 副部会長は、部会長を補佐し、<u>部会長</u>に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理する。 (会議) 第4条 部会の会議は、<u>部会長</u>が招集する。 2 部会の議決は、<u>全会一致を原則とする。ただし、協議が整わなかった場合には、部会長が調整を行う委員を指定し、再協議を行う。</u> 第5条 (略) (意見聴取) 第6条 部会_____は、必要があると認められるときは、<u>特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。)</u>等の関係者の意見を聴くことができる。	必要性及び旅客から収受する対価<u>その他の福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項</u>に関すること。 (2)・(3) (略) (4) <u>協議会</u>_____の運営方法____、福祉有償運送のサービス内容<u>その他福祉有償運送</u>に関し <u>協議会</u>が必要と認めること。 (組織) 第3条 <u>協議会</u>は、委員9人以内をもって組織し、次の各号に掲げるものから選出する。 (1)～(4) (略) (5) <u>社会貢献を行っているNPO等の団体</u>_____ (6)～(8) (略) 2 <u>協議会</u>に<u>会長及び副会長</u>を置き、委員の<u>中から</u>互選によって決定する。 3 <u>会長</u>は会務を総理し、<u>福祉有償運送運営協議会</u>を代表する。 4 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理する。 (会議) 第4条 <u>協議会</u>_____は、<u>会長</u>が招集する。 2 <u>協議会の議事議決は、出席委員の総意で決定することとし、全会一致を原則とする。ただし、協議が整わない場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> 第5条 (略) (意見聴取) 第6条 <u>協議会</u>は、必要があると認められるときは、 _____ _____関係者の意見を聴くことができる。

現行	改正案
第 7 条 (略) (その他) 第 8 条 この規則に定めるもののほか、<u>部会</u>の運営等に関し必要な事項は、<u>部会長が部会</u>に諮って定める。	(事務局) 第 7 条 この協議会の事務局を保健福祉部に置き、<u>福祉有償運送事業に関する事務を所管する課が庶務を処理するものとする。</u> 第 8 条 (略) (協議結果の取扱い) 第 9 条 <u>協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</u> (その他) 第 10 条 この規則に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営等に関し必要な事項は、<u>会長</u>が<u>協議会</u>に諮って定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 1 0 月 1 6 日から適用する。